

J A北海道厚生連札幌厚生病院連携登録医規定

(目的)

第1条 この規定は、J A北海道厚生連札幌厚生病院と地域の医療機関・施設が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担しながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するため、札幌厚生病院における連携登録医制度について定めるものである。

(登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退、登録の取り消し)

第2条 登録医の登録、有効期間・更新、内容の変更、辞退、取り消しについては次の通りとする。

(1) 登録

札幌厚生病院の連携登録医になることを希望する際は、「連携登録医申請書」により、札幌厚生病院長宛に登録申請を行う。

連携登録医には「連携登録医証」を交付するとともに、札幌厚生病院のホームページ等に医療機関名・施設名を掲載する。

(2) 有効期間・更新

登録の有効期間は連携登録医証交付日から1年間とし、以後、双方に異議のない場合は自動更新するものとする。

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、「登録内容変更届」を札幌厚生病院長宛へ提出する。

(4) 登録の辞退

連携登録医を辞退するときは、「連携登録医辞退届」を札幌厚生病院長宛へ提出するとともに連携登録医証を返却するものとする。

(5) 登録の取り消し

札幌厚生病院長は、連携登録医に札幌厚生病院の諸規定に違反する行為があった場合、または札幌厚生病院の連携登録医として相応しくないと認められた場合は、有効期間の満了を待たず登録を取り消すことができる。

(連携登録医の責務)

第3条 札幌厚生病院において知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負う。

(連携登録医の権利)

第4条 紹介患者について、主治医立ち合いのもとで次のことに関与することができる。

(1) 面談

(2) 治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加

(3) 検査結果、レントゲン写真、CT画像、MRI画像等の閲覧

- 2 札幌厚生病院が主催する各種臨床検討会、講演会、研修等に参加できる。

(患者の紹介及び逆紹介)

第5条 札幌厚生病院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努める。

- 2 札幌厚生病院は、紹介患者の診療情報について、診療後、遅滞なく連携登録医に報告する。
- 3 札幌厚生病院は、容態が安定した紹介患者については、原則として連携登録医に逆紹介する。また、それ以外の患者についても、連携登録医に紹介するよう努める。

附則

この規定は、令和3年2月1日から施行する。